

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

日進市

2 構造改革特別区域の名称

日進市どぶろく・果実酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

日進市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置等

日進市（以下「本市」という。）は、愛知県のおぼ中央部である尾張と三河の境に位置し、西は名古屋市東部、東は豊田市、南は愛知郡東郷町、北は長久手市に隣接している。特に名古屋市に隣接しているという地理的条件から、昭和40年代から丘陵地を中心に住宅団地の開発が進み、住宅都市として発展してきた。その後昭和53年に名古屋市営地下鉄3号線が赤池駅まで開通し、翌年には日進・米野木駅の二駅を有する名鉄豊田線が開通したことにより、名古屋市・豊田市方面の交通手段が良くなった。

行政区域は、東西8.9km、南北6.8kmで、面積は34.91km²を有し、海拔37mの日進市役所を中心に、周囲を海拔50mから160mの丘陵地により形成されている。また、市のほぼ中央部を天白川が東西に流れ、温暖な太平洋側気候を利用して、その流域は水稲を中心とした米作地帯である。

(2) 人口

人口は、町制施行した昭和33年1月には、1万人余りの純農村であったが、昭和40年代以降の宅地開発により、急激に人口が増加した。

平成2年の国勢調査では、人口が5万人を超え、平成6年10月1日に市制施行し、日進市としてスタートすることになった。その後も人口の増加が進み、平成28年1月1日現在で、88,017人となっている。

(3) 産業

① 農業

本市では、「いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市」をテーマにまちづくりが進められており、天白川流域の米作地帯では、農業

生産法人を中心とした減農薬水稻作付けが行われている。「食の安全」を意識した、安全安心な米づくりが行われており、都市化の進展が進む中、住宅地に近いという市場条件を生かした「地産地消」も進んでいる。

平成 21 年に田園フロンティアパーク構想を立ち上げ、都市近郊農業を推進していくために市民農園の拡充と農業者の育成を進めている。市が設置する 7 箇所の子民農園や民間事業者等によって開設された市民農園（20 箇所）には、日進市民だけでなく、名古屋市等市外からの利用者も多い。また、農業者育成のため平成 22 年開校した農学校事業（アグリスクール）も軌道に乗り、多くの修了生が新規就農者として就農し、遊休農地解消にも役立っている。

米は、「コシヒカリ」、「あいちのかおり」、「ゆめまつり」の 3 種を本市の特産として生産するほか、「ゆめまつり」を使用し、友好自治体提携を結んでいる長野県木祖村に酒造を委託した日本酒「杲流（こうりゅう）」※も販売している。この取組も米を利用した特産品のひとつとなっており、今後も良質な米を使用した特産品開発を進める新たな取組を推進している。

また、市内には 2 戸のぶどう農家があり、生食用を中心としたぶどう生産も盛んであり、大都市近郊にありながら、農業を核とした交流が盛んである。

※ 日進市の「日」と木祖村の「木」を組み合わせた文字を用いて名付けた。

②商業

本市には商店街はなく、市内の買い物行動は周辺都市に流出傾向にあったが、幹線道路沿いや鉄道駅周辺のほか、市北部の土地区画整理事業による計画的な街づくりを進めたことから、大型小売店舗の出店により、市内での購買率も高くなっている。平成 13 年度の商業に関する市内総生産は、125,654 百万円であったが、平成 24 年度には、173,341 百万円と増加傾向にある。

また、新たに市内西部での土地区画整理事業による開発が始まり、人口増加が進む隣接市に相次いで大型ショッピングセンターなどが出店する予定となっており、人や車の流れが大きく変化すると考えられる。

（4）その他

本市には 6 つの大学のキャンパスが立地しており、約 19,000 人の学生・教職員が通学・通勤する学園都市でもある。平成 21 年度以降、これらの大学が持つ知的財産や人材、学生の力といった資源を活用し、大

学・市民・行政が連携したまちづくりを進めていくため、連携協力協定の締結を進めている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市は、名古屋市と接する地域や鉄道沿線地域、多くの大学のキャンパスが立地する市北部において、子育て世帯や大学生を中心に人口増加が続いている一方で、大都市近郊にありながらも豊かな農地が広がり、日進市産の農作物への購入意欲も高い。また、20歳代後半から40歳代にかけて農業体験を希望する市民も多い傾向にある。このような市民意識を背景に、市民農園の開設だけでなく、農学校事業により、新規就農者の育成を図っており、受講修了者による新たな農作物の生産、販売もはじまったところである。

また、青年新規就農者がトマト栽培を始めるなど明るい話題もあるが、本市の主たる作物である良質米を利用した新たな加工品として、「どぶろくづくり」に注目しているところである。ぶどう生産農家では、後継者が新たな取組として「果実酒」に着目しており、醸造用ぶどうの生産と加工の研究に取り組みはじめた。

これらのことから、新たな特産品の開発が本市の農業振興に繋がり、観光と結びつけることで観光まちづくりとして地域経済への波及効果を生むことを期待している。

今回の特例措置を活用することにより、農商連携や6次産業化に取り組もうとする意欲を持った小規模事業者等が、自ら生産した米を原料としたその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）又は果実を原料とした果実酒の製造、提供に取り組むことができる環境を整えることが可能となり、市内で生産された農作物を使った新たな商品を育て、地域の活性化を図ることができるなど、本特例措置の活用意義はきわめて大きいものがある。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用し、本市の区域内で生産された米及び果実を原料とした濁酒や果実酒を製造、提供を推進することにより、①農商連携や6次産業化、発酵技術の利用による特色ある商品の開発、知名度の向上、②事業者間において、酒類製造のノウハウ、設備や免許申請に関する知識等を共有し、意欲ある事業者の掘り起こしや育成、③原料生産や新たな事業者の拡大による農地の利用促進、④濁酒や果実酒の提供による近隣市町の住民も含めた交流人口の拡大により、地域の総合的な活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、農家・農業関係者・商工関係者等に新たな事業展開が生まれることとなり、農業の安定化に繋がる。また、農家レストラン等で提供することにより本市の観光ブランド、地域資源の活性化に繋がる。

さらには、濁酒の製造に必要な地元米の需要が高まり、米作の維持・拡大が見込まれ、濁酒製造可能な新たな農家レストラン等などの追従が期待されるとともに、担い手の確保及び農地保全が期待できる。

また、交流人口の増加により、地域で生産される農産物等の消費拡大につながるとともに、地元食材を活用したメニューの開発や特産品開発の機運も高まり、農業をはじめとする地場産業の活性化が見込まれる。

- (1) 本市の独自性を活かした商品の育成、市内農産物の認知度向上
- (2) 事業者のメニュー多角化による販売促進
- (3) 本市産の農作物への認知度向上による消費拡大

【経済的社会的効果の目標指数】

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特定酒類製造事業者数	1 件	1 件	1 件
特定酒類製造量			
濁酒	300L	300L	300L
果実酒	75L	100L	100L

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において農園レストラン等を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

日進市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒又は果実酒を自己の営業場において飲用に供することを通じて地域の活性化を図るために濁酒又は果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の概要

当該規制の特例措置により構造改革特別区域内において、特定農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が

適用されないこととなり、小規模な事業者も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、事業者のメニュー多角化、新たな商品開発や差別化、交流人口の拡大につながり、地域の活性化が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合でも、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するため、制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。